

令和 3 年 2 月

お客さま各位

にいかわ信用金庫

預金口座解約手続きについて

平素より、にいかわ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、預金口座解約手続きにおいて、お取引店舗以外での解約手続きの取扱いを可能と致します。個人（個人事業主）のお客さまを対象に、お客さまの手続きの利便性向上を図ります。

記

お取引店以外での口座解約受付内容

取扱開始日	令和 3 年 4 月 1 日（木）
対象となるお客さま	個人、個人事業主のお客さま
対象となる口座	普通預金、貯蓄預金
手続きに必要な事項	・ご本人の来店 ・お届け印鑑 ・通帳（通帳レスの場合はスマホ画面を提示） ・キャッシュカード（発行している場合のみ） ・運転免許証等の顔写真付き本人確認書類の提示

※上記対象に該当する場合でも、お取引内容等によりましてはお取引店以外での解約をお断りする場合がございます。

※お取引店舗に、当座預金、定期性預金、出資金、融資取引等他のお取引がある場合はお取引店以外での口座解約は対象外とさせていただきます。

※詳しくはお取引店舗へお問い合わせください。

※改定後の「普通預金規定」・「貯蓄預金規定」は、にいかわ信用金庫のホームページをご覧ください。（改定日 令和 3 年 4 月 1 日）

以 上